

農地等利用最適化推進施策 の改善に関する意見に対する回答書

令和2年6月22日

安城市農業委員会
会長 杉 浦 英 彦 様

安城市長 神 谷 学

令和2年4月24日付けでご提出いただいた意見に対し、次のとおり回答いたします。

1 遊休農地等の発生防止と解消について

本市の不耕作地の多くは、畑と樹園地で見られます。その主な要因としては、野菜作りや果樹栽培をしてきた土地所有者等の高齢化や後継者不足で耕作できる人がいなくなることや、田と違って担い手農家への貸付けが進みにくいことがあります。中にはJAの産直施設に出荷しているような意欲ある農家が引き受けるケースもありますが、限定的であり、今後は畑等の不耕作地がさらに増えることが予見されます。そこで、次のとおり提言します。

ア 集落のどこで誰の畑が耕作放棄されてしまうおそれがあるといった情報を土地所有者本人又は近隣住民が町内会等に届け出る仕組みを構築することで、情報の一元化を行い、この情報を基に農用地利用改善組合や農業委員会、農地などの多面的機能を維持する地域活動組織等が連携と調整を図り、当該畑を管理する制度の創設をご検討ください。

イ 町内組織又は個人で運営する体験農園の開設を促進する方法をご検討ください。具体的には、市民農園設置に係る市の補助金等を開設者に活用してもらうことで、カルチャースクール方式の講座農園やアパート方式の寄り合い農園など、開設者、利用者双方の多様なニーズに対応する方式を選択できるようにしてください。

ウ 畑・樹園地お見合いシステムを改良し、充実を図る方法をご検討ください。例えば、現行の制度は主に市とJAで運用されていますが、加えて地域の農地利用最適化推進委員及び農業委員、農用地利用改善組合等が相互に連携を図る仕組みを構築することで、より効果的に、家庭菜園等として意欲のある市民に遊休化のおそれのある農地を提供していくことができると考えます。

エ 高齢化や後継者不在のため耕作者がいなくなり、他に借り手もない畑等について、各地域の農地などの多面的機能を維持する地域活動組織を始めと

する団体が、遊休農地の発生防止と発生してしまった不耕作地の解消に円滑に取り組むことができるよう、土地所有者からの要請によって有償で農地の管理や耕起等の作業を行う仕組の整備を図ってください。

オ J Aその他関係機関との連携により、次のような取組をお願いします。

- ① 地域で農機などの貸出しをすることにより、遊休化のおそれのある農地の所有者を自ら耕作できる方向へ促すための仕組を整備してください。
- ② 不耕作地の発生原因の一つとして、遺産相続の時に地元の方以外の方が農地を相続する場合がありますので、こうした方々に対する相談窓口を設置してください。

3 新規参入等の促進について

(2) 関係機関との連携等による方法について

特に畑作及び果樹栽培の後継者や新規就農者の確保を図るため、県やJ Aなど関係機関と連携することにより、次のような施策を推進してください。

- ① 新規就農を希望する人への相談窓口としての機能を強化するとともに、農地のあっせんが使われなくなった農機具、施設、作業場などに関する情報を把握し、その情報を随時提供できる仕組を構築してください（こうした仕組を畑・樹園地お見合いシステムと組み合わせることで、一層の効果が期待できると考えます。）
- ② 施設農業は、とにかく初期費用が莫大であることが新規参入の壁になっています。よって、新規就農者の初期投資を抑えるために、事業継承の形で施設等を利用できるよう離農者との情報共有化と支援体制の構築に取り組むとともに、農機具、施設等をリースにして提供していただく仕組の整備をご検討ください。
- ③ 新規就農を希望する人の実践指導の受入れに関する相談窓口を設置してください。

【回答 1 及び 3 (2)一括】 ご意見のとおり、本市における不耕作地の多くは畑と樹園地であり、その主な要因の一つは後継者不足と分析しています。したがって、畑や樹園地の後継者対策を進めることが、同時に遊休農地の発生防止にもつながると考えています。本市では、このことを最も重要な課題の一つと認識していますので、先進的に取り組んでいる自治体の例を参考にしながら、次のような方法を組み合わせ、就農支援及び遊休農地の発生防止につながる新たな仕組を構築することを今年度から検討してまいります。

- 県、J A及び市が協力して事務を行うために組織する協議会（以下「協議会」という。）と、農用地利用改善組合等の地域活動組織（以下「地域活動組織」という。）及び農業委員会が相互に連携して後継者対策等に当たる体制を整備する。
- 地域活動組織や農業委員会が畑・樹園地お見合いシステムの運用にかか

わるようにすることで、より効果的に不耕作地等の貸借を進める。

- 使われなくなった、又は使われなくなりそうなハウス等の施設の情報地域活動組織が常時把握し、協議会と共有できるようにするとともに、新規就農者等へ最新の情報を提供できるようにすることで、当該施設の貸付けを進める。
- 農地の相続に関する相談窓口及び就農等に関するワンストップ（トータルサポート）窓口を設置する。
- できるだけ多くの就農希望者が農家の下で研修を受け、自立していくための技術や経営手法を学ぶことができるようにするために、受入農家を支援する。

したがって、前記の1及び3（2）のご意見については、今後新たな仕組の検討を進める上での助言として考慮させていただきます。なお、この仕組は他者へ耕作の権利を引き継ぐ（市民農園として利用する場合を含む。）ことを想定していますが、1のア、エ及びオ①のご意見の内容を踏まえまして、対象となる農地を地域活動組織等が管理する方法や、従来の耕作者が引き続き耕作するための方法も併せて整備することを検討してまいります。

2 担い手への農地利用の集積と集約化について

本市はかつて、「集落農場構想」によって「やりがい・いきがい・楽しみ農業の実践」を掲げ、着実に農地の集積を図ってきました。また、先人の先見性にも助けられ、積極的な基盤整備事業により、今日では水田の担い手は恵まれた経営基盤を授かっています。しかし、これが昨今の環境変化によって盤石とは言い難い状況になっています。もちろん今後もしばらくは、ある程度の集積率の上昇は見込まれますが、営農組織の経営効率化等を図らないと、いずれは収益率の低下に伴って新たな担い手の育成に支障が生じ、結果として農地の集積にも支障をきたすことになり兼ねません。そこで、次のとおり提言します。

（1）担い手の経営効率化、強化等について

ア 人・農地プランを伴ったほ場の大規模化、つまり、現在のほ場区画を1ヘクタール以上の規模に拡大するとともに、担い手の話し合いによる集約化で畦畔の除去促進を図るための施策を推進してください。ただし、水田の大区画化には、入水する量をICT等により自動的に調整できるような設備や、通常よりも多い入水量に耐え得る頑丈な排水口等を持つ畦を整備する必要がありますので、併せてこうした課題の解決に対する支援をお願いします。

【回答】 現在、ほ場の大規模化を図るとともに老朽化した用排水路等の土地改良施設を改修するため、一部地域で再ほ場整備を実施しています。再整備では担い手への集積率や1ヘクタール以上の集約化率に応じて、ほ場整備事業に掛かる地元負担金を軽減する補助金を受けることができるため、権利者の方々と集

積及び集約化の向上について話し合いをしており、今後もこの制度を通じてほ場の大区画化を推進してまいります。

また、ICT等を活用した自動給水栓等のスマート農業に対応した基盤整備へ取り組む際は、営農者の意見等を拾い上げてもらえるよう、JAなど関係機関との共同での提言を含めることも視野に入れ、国及び県へ要望してまいります。

イ 個人経営の担い手を中心に面的な集約が不十分な地域における各農家の営農コストの低減を図るため、人・農地プランを核とする地域の話合いを通じてエリア分けを進めるなど、面的集積につなげられるような施策を推進してください。

【回答】本市では、令和元年度に行われた農地中間管理事業関連法の改正の趣旨に則り、人・農地プランを核とする農地の集積と集約化に向けた地域の話合いを令和2年度から本格的に進めることとしています。これは、農用地利用改善組合ごとで話し合い、現在と将来の地域の担い手への集積等を図れるような地図を作成することなどをお願いするもので、市では愛知県土地改良事業団体連合会やJAあいち中央の協力を得て、こうした話し合いが円滑に進むよう国の補助事業等を活用しつつ支援してまいります。

ウ AI等によるデータ運用を基本とする企業の農業参入により、農業特区内等から徐々に農地が確保され続け、いずれは本市でも地域の担い手への農地集積が難しくなるのではないかと懸念されます。そこで、将来にわたって地域の農業と担い手を守るために、多品種の農作物を作付けできる農地を確保していく施策を推進してください。

【回答】水田の担い手による土地利用型農業を中心とした本市農業の将来については、市としても危惧しています。このため、今後もブロックローテーションにより水田の有効活用と生産性の向上を図り続けることは不可欠と考える一方、主要な農家の基幹作物を多品種、かつ高収益な品種へ切り替えるなどの思い切った施策を検討する必要があると考えます。この点については、作物の品質向上を可能とする技術の研究などと併せて、JAあいち中央や愛知県農業改良普及課と連携して取り組んでまいります。

エ 産業としては比較的生産性の低い農業が追いやられないよう、農業者を中心とする団体が、環境面を含む多面的な視点から農地と農業の必要性について他の市民団体と議論できる機会を確保してください。

【回答】具体的に想定する相手方の市民団体や方法があれば、可能な限り実施についての調整をさせていただきますので、希望される農業者等の団体から市の農務課にご相談ください。

(2) 農地中間管理事業の活用について

農地中間管理制度をより効果的に運用するため、J A、農業者等の連携により集積と集約を図ることに対する一層の支援をお願いします。具体的には、農業者、担い手やJ A等の会合などで、そのメリットや活用方法のほか、手続について広く情報発信する場を設けることなどを推進してください。

【回答】本市でこれまで推進してきた農地利用集積円滑化事業は、そのメリットを生かしつつ農地中間管理事業に統合されました。したがって、今後のご意見のような機会があるごとに、農地の貸借のための中心的な仕組として同事業の積極的な活用をPRしてまいります。

(3) 農地の集積と集約化に支障をきたす転用の抑制について

最近では自動車関連産業の好況により大規模な転用が相次いでいることに加え、新たに開通した県道等の幹線道路の沿線が物流施設などの用地として軒並み転用されることもあります。こうした転用は、地域において人・農地プランにより計画的に担い手に集積と集約化を図っていく上での支障となります。また、元々経営面積の多くない担い手の耕作地が大規模な転用計画地に含まれてしまうと、その経営にも大きな影響を及ぼします。よって、歯止めのない状況にならないよう次のとおり要望します。

① 市の土地利用に関する各種計画を策定する際には、農業者が策定手続に主体的にかかわるなどの方法によることとし、できる限り環境と農業に配慮するようにしてください。

【回答】総合計画の土地利用構想など市の土地利用に関する計画の策定及び見直しの際は、それらを策定等する会議の委員の選任時や審議手続において、ご意見の趣旨に沿うような方法を検討してまいります。

② 市の都市計画マスタープランにおいて商・工業系市街地の拡大圏域を指定するに当たっては、関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員が、同プランの策定会議等に参加する機会を設けてください。また、パブリックコメント制度などにより市民に広く意見募集を行う手続に加えて、直接の影響を受けることとなる者、すなわち当該圏域の農業者を含む住民に対しては丁寧な説明を行い、わかりやすく情報を伝えることで、事前に十分な理解を得る方法を講じてください。

【回答】第三次安城市都市計画マスタープランの策定に当たっては、農業委員会や安城土地改良区の代表者が構成委員に含まれている都市計画審議会において審議をしました。また、より多くの市民から意見をいただく機会を設けるため、パブリックコメントを2回実施しました。

こうした手続を踏襲しながらも、ご意見の内容を踏まえ、今後の中間見直

しや改訂の際には、関係の深い農業者を含む都市計画審議会で審議するとともに、パブリックコメントを実施する際に農業関係者に十分な周知が図られるよう、農業委員会への情報提供をさせていただきます。

- ③ 大規模な転用を工業団地等の限定された区域に絞るとともに、当該区域に含まれる耕作地を提供した耕作者への代償となる措置をその都度検討し、実施してください。

【回答】個別の案件を含めて大規模転用を特定の区域内に限定することは、ある程度の大規模転用が必要な現状を認めつつ、農業上の土地利用への影響を極力軽減するには有効な方法と思われます。ただし、実行に当たっては当該区域の場所を始め規模など検討する課題が多いことから、当面は必要な調査、及び市の土地利用に関する各種計画、農地法、都市計画法など関係する制度の研究を行うことで可能性を探ってまいります。

また、用地を提供した耕作者への代償となる措置については、代替地のあつせんや農地の生産性を高めるための基盤整備事業の実施などを検討してまいります。

- ④ 農用地利用計画変更、農地転用許可等制度の運用基準のうち、市の権限に属するものの厳格化を検討してください。

【回答】本市の農用地利用計画変更、いわゆる農振除外に係る基準は、これまで無秩序な開発を防ぐなど一定の役割を果たしてきました。しかし、現行の基準の大枠は平成19年度に運用が開始されたものであるため、令和3年度に予定している農業振興地域整備計画の見直しの機会に、本市の土地需要の変化や土地利用の現状、他自治体の基準等を調査、研究し、必要に応じて厳格化を含めた見直しを検討したいと考えています。一方、農地転用許可基準については市の権限で変更できる部分が少ないため、実態に応じて見直しが必要な部分があれば、事務を所管する県に提言してまいります。

- ⑤ 農地所有者の中には転用に積極的な者が見られますので、自然災害時における被害の軽減など農地の多面的機能がもたらす効果を始め、農地保全の重要性について啓蒙と周知を図ってください。

【回答】毎年夏に、広報あんじょうへの記事の掲載及び町内会向けの回覧文書で、農地パトロールの実施と併せて農地保全の重要性について周知しています。さらに、今後は農地の多面的機能を守る必要性についてもお知らせしてまいります。

また、農地の多面的機能の効果などについて説明する機会には、改めてご意見の趣旨を考慮してまいります。

(4) 畑などの担い手に対する支援について

本市の農業政策は、どうしても稲作農家中心の考え方になりがちです。市内全域を見た場合にはやむを得ないかもしれませんが、今後は色々な経営の形があってしかるべきで、近年若い人で野菜を中心に農業を生業とする人も現れています。よって、市としても広い視点から水田の担い手以外、すなわち、施設及び露地野菜、果樹、花き、畜産などの農業者にも目を向けていただき、人材育成や経営支援等に関する施策を展開してください。

【回答】本市では、担い手が充実している水田作以外の農家の減少を食い止め、優先的に就農等の支援をするため、従来から独自の取組を進めています。例えば、イチジクとナシについては、「食料・農業・交流推進事業」の中で新規栽培及び改植、経営継承等に対する補助を行うとともに、畑・樹園地利用促進制度により農地の貸借の要件を大幅に緩和しています。こうした取組をより効果的に進める上では、ご意見にあるように就農後の経営支援等を含めた総合的な制度の構築が必要と考えますので、今後の検討課題とさせていただきます。また、令和2年度には同事業の補助メニューの見直しを行いますので、これまで支援策が少なかった作目に対する新たな補助事業等について農業者からの具体的な相談がありましたら、その必要性についても検証してまいります。

(5) 農業基盤の保全及び整備について

ア 近年、排水路等の老朽化が目立ってきました。また、過去に土地改良事業を実施して畑地を団地にした箇所では、排水対策がされていないことがあります。そこで、老朽化した施設等に対する長寿命化や、農業用・排水路、農道等の改良を積極的に実施することを始めとし、農地の有効利用と担い手への集積と集約化に資するような土地改良事業を推進してください。

【回答】用排水路や農道等、土地改良施設の保全及び整備については、規模に応じて対応しています。

このうち部分的で小規模な改修は、多面的機能支払交付金を活用することで、保全会など地域の活動組織に対応をお願いしています。また、一定区間にわたる中規模の改修は、緊急性の高いものから県補助金等を活用して市で整備していますが、対応が追いついていないのが現状です。このため、広範囲にわたって用排水路、農道等の土地改良施設の改修や新たな整備が必要な場合には、地元の合意形成を前提に地区を定めてほ場整備による大規模な整備を検討し、効率的で生産性の高い農業経営ができるよう担い手への集積と集約化を進め、農地の大区画化とともに基盤整備を推進してまいります。

イ 近年の異常とも思える気象、台風や集中豪雨により、本市の農業への甚大な被害が懸念されます。そこで、降雨量に関する過去の想定を見直し、現

状の気象を見据えた速やかな河川の改修と整備を進めてください。また、農地の保水力が失われる転用に当たっては、雨水流出抑制施設の整備を（特に、大規模な工場や駐車場等については、その面積に見合った十分な施設整備を図ることを）義務化し、集中豪雨時等の河川の氾濫、周辺農地等の浸水防止を図ってください。

【回答】近年各地で計画降雨量を超える想定外の集中豪雨が発生しています。しかし、行政が実施するハード整備には限界があり、計画降雨量の見直しを行うことでハード整備の早期充実に直結させることは難しいと考えています。したがって、堆積土砂の撤去等による河川の流下能力の確保、農地の保全、雨水流出抑制施設の整備等を組み合わせた総合的な雨水対策により、浸水被害の軽減を図りたいと考えています。

また、5ヘクタール未満の開発等に対する雨水流出抑制施設の整備の義務化については、現在土木課で策定している安城市雨水マスタープランの審議委員からも同様のご意見をいただいています。

3 新規参入等の促進について

本市の農業は、これまで集落農場構想などのビジョンを行政、JA等が連携して進めてきました。中でも、ブロックローテーションによる生産調整などは全国が注目する取組でした。それらのお陰で現在の多くの担い手が育っている状況にありますが、既に20代の若い担い手は少なくなっていますので、数十年先を考えると、今新たなビジョンを打ち出し、日本デンマーク安城にふさわしい農業政策を展開する必要があります。したがって、次のとおり提言します。

(1) 交流事業等による方法について

ア 地域の農家が一体となって若手農業者との交流を図ることで、若手農業者に農業の魅力や希望の持てる農業政策を発信するとともに、儲かる農業を営めるように応援していく体制を作り、農業に従事する若者の意欲と幸福度の向上につなげられるような事業の実施に対する支援をお願いします。

【回答】本市では「食料・農業・交流基本計画※」に、交流に関する様々な施策を位置付けています。現行の計画にはご意見の内容に合致する施策はありませんが、次期の計画ではその一つとして実施できる可能性もありますので、具体的な事業があれば、市の農務課にご相談ください。

※ 第2次食料・農業・交流基本計画の期間 平成29年度～令和3年度

イ 農業への関心を高めるために、学校等の教育現場で農業体験カリキュラムを導入してください。また、農業大学校などの就農に係る関係機関における経営指導の充実を図るなど、将来の人材確保につながる施策を展開してください。

【回答】 農業体験は子どもたちにとって貴重な経験であり、農作物の栽培から収穫まで体験することは、農業をより身近に感じてもらえると同時に、興味を持ってもらえるものと考えています。このことから、各小学校では、主に社会科の総合的な学習の時間を使って稲作体験等に取り組んでいますが、立地条件の違いにより、それぞれの実情に合わせた内容となっています。市としては、引き続き各学校の事情を踏まえながら最も効果的な農業体験ができるよう、農業者などの実施主体への協力や教育委員会と連携を図ることなどをお願いしてまいります。

また、当地域における将来の人材確保に向けては、食育を推進する市民団体と安城農林高等学校が共同で行う活動を支援するほか、JAあいち中央や愛知県農業改良普及課と協力して進めてまいります。

(2) 関係機関との連携等による方法について

【回答 1 及び 3 (2) 一括】 参照

(3) 経営支援について

新規参入、新規就農者にとって当面の経営維持、将来の規模拡大で雇用は不可避な課題となっています。労働者の最低賃金の上昇は近年、目を見張る伸びを示しており、特に愛知県は全国でも上位に位置しています。このため、法人に限らず、個人の農家にとっても雇人費が経営を圧迫する状態にあり、制度が雇用する側の視点に欠けているのが現状です。そこで、最低賃金要件を地域の事情に応じて緩和できるようにすること等、県下一律の仕組の見直しについて国、県に働き掛けをしてください。

【回答】 労働者に一定の賃金水準を保障することは雇用の安定化と継続につながり、結果として経営者の利益にも資するというのが制度理念と考えます。しかし、農業の現場における実際の運用では課題があるものとして、いただいたご意見の内容を国及び県に伝えてまいります。